

建設機械の保有状況一覧表

許可番号： 第 _____ 号

商号又は名称： _____

基準決算日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式	所有又はリースの状況	取得日 又はリース期間		検査実施等年月日 (審査基準日時点で有効なもの)
					取得日	リース期間	
1						～	
2						～	
3						～	
4						～	
5						～	
6						～	
7						～	
8						～	
9						～	
10						～	
11						～	
12						～	
13						～	
14						～	
15						～	

記載要領等

1 審査の対象となる建設機械は、以下のとおり。

①建設機械抵当法第2条の規定による建設機械のうち、次のもの。

○ショベル系掘削機：「ショベル」、「バックホウ」、「ドラグライン」、「クラムシェル」、「クレーン」又は「パイルドライバー」のアタッチメントを有するもの

○ブルドーザー：自重が3トン以上のもの

○トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

○モーターグレーダー：自重が5トン以上のもの

②ダンプ車：土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの

③移動式クレーン：つり上げ荷重3トン以上のもの

④高所作業車：作業床の高さが2メートル以上のもの

⑤締固め用機械：労働安全衛生法第45条第3項の規程に基づき公表されている自主検査指針に「ロードローラー」、「タイヤローラー」又は「振動ローラー」と記載されているもの

⑥解体用機械：労働安全衛生法第45条第3項の規程に基づき公表されている自主検査指針に「ブレーカ」、「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」又は「解体用つかみ機」と記載されているもの

※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合に
ついては、重複できません。(例)ベースマシンが1台の場合は、1台としてカウント)

⑦不整地運搬車：労働安全衛生法第45条第3項の規程に基づき公表されている自主検査指針に「不整地運搬車」と記載されているもの

⑧アスファルト・フィニッシャー：自動車検査証の車体の形状の欄に、「アスファルト・フィニッシャー」と記載されているもの

2 審査対象となる建設機械をすべて記載してください。一枚で記載しきれないときは、複数枚に分けて記載してください。

3 「所有又はリース」の欄には、該当する方を記入してください。

4 正副2部提出願います。

* 翌年度以降の経審受審には、この写しを持参願います。

* 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。